

広島県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
小西 剛史	竹原市田ノ浦 三―三―二― まほろば式番 館一〇二	つくし鍼灸 接骨院	東広島市西条 土与丸六―三 ―五九―二	柔道整備	平成二八年 三月一日
平高 義男	呉市本通三― 六―五―三〇 三号	元氣整骨鍼 灸院	安芸郡海田町 新町二―一― 〇	あん摩マツサ ―ジ指圧	平成二八年 四月四日
小西 剛史	竹原市田ノ浦 三―三―二― まほろば式番 館一〇二	つくし鍼灸 接骨院	東広島市西条 土与丸六―三 ―五九―二	はり・きゆう	平成二八年 三月一日